

第 5 回自然環境保全基礎調査における調査範囲及び湿原・干潟の範囲

第 5 回自然環境保全基礎調査 湿地調査（環境庁、平成 7 年）、同 海辺調査（環境庁、平成 10 年）の調査範囲及び、湿地調査における「湿原」、海辺調査における「干潟」の範囲は以下の通り。

	第 5 回自然環境保全基礎調査 湿地調査の調査範囲	第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査の調査範囲
調査範囲	<p>次の a、b、c のいずれかの特性を持つ土地のうち、1 から 3 の要件を全て満たすもの。</p> <p>(a)水分が飽和状態に達しているか、あるいはこれに近い土壤に成立した植生地</p> <p>(b)常時あるいは定期的（年に 1 度以上）に冠水する植生地及びこれと一体となった開水面、自然裸地</p> <p>(c)常時湛水している水域（深さ 6m 以浅）及びその周辺の植生地</p> <hr/> <p>(1)<u>陸域に位置すること。</u>（平均高潮線を陸海の境とする。河川については河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による河川区域の最下流部を陸海の境とする。）</p> <p>(2)<u>面積が 1ha 以上であること。</u>ただし、1ha 未満であっても動植物の生息地として重要な場所にあつてはこの限りではない。</p> <p>(3)<u>自然に成立したものであること。</u>ただし、人為的なものであつても動植物の生息地として重要な場所にあつてはこの限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本沿岸全域（沿岸部を擁する 39 都道府県）を対象。 造礁サンゴ生育域については、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県、高知県、愛媛県、徳島県、島根県、和歌山県、三重県、静岡県、神奈川県、東京都、千葉県を対象とし、マングローブ林については鹿児島県、沖縄県を対象。 水深 10m を下限とし、後背する陸域の、通常大波の限界線より陸域側へ 100m の線を上限とする範囲。

<p>上記調査における 湿原・干潟の範囲</p>	<p>湿原の範囲</p> <p>上記の要件を満たす湿地のうち、「泥炭地に形成された草原。草原内に点在する面積 1ha 以下の小規模な水面（池塘と呼ばれるもの）を含む」もの。</p>	<p>干潟の範囲</p> <p>上記の要件を満たし、かつ以下の要件を満たしたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が 100m 以上であること。 2. 大潮時の連続した干出域の面積が 1ha 以上であること。 3. 移動しやすい底質（砂、礫、砂泥、泥）であること。
------------------------------	--	---